

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成28年1月5日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人半木の道紅しだれ桜育成促進京都鴨川LCの会

(2) 代表者名

太田 洋三

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都市内の中央を流れる鴨川流域の半木の道の桜並木及び鴨川今出川公園紅しだれ桜の環境資源に着目し、桜並木の維持管理・植樹等地域の環境の保全、承継と発展を目指す町づくり活動及び京都の観光の振興を図る活動により、地域への貢献に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年12月17日

(文化市民局地域自治推進室)